令和７年４月２７日執行の石巻市長選挙における選挙運動用自動車燃料供給契約書

　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下

「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給に関して、次のとおり契約を締結する。

　（燃料の供給）

第１条　甲は、乙から、甲が使用する選挙運動用自動車に使用するため、乙の所有する燃料の供

給を受けるものとする。

　（燃料供給の期間及び予定総量）

第２条　燃料供給の期間及び予定総量は、次のとおりとする。

　　　　燃料供給の期間　　令和　　 年　　 月　　 日から令和　　 年　　 月　　 日まで

　　　　燃料供給予定総量　　　　　　　 　　　　ﾘｯﾄﾙ

　（燃料供給料金）

第３条　燃料供給の単価料金は次のとおりとし、燃料供給量を乗じて得た金額を燃料供給料金と

　する。

　　　　１リットルにつき　　　　　　　　　　円（うち消費税額　　　　　　　　　　円）

　（給油伝票の交付）

第４条　乙は、甲が使用する選挙運動用自動車に燃料を供給したときは、甲に対し、その都度、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された給油伝票を交付するものとする。

　（支払いの方法）

第５条　甲は、乙から請求のあった日から３０日以内に、前条に定める燃料供給料金を乙に支払

うものとする。

　（支払いの特例）

第６条　甲が、公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる

場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、石巻市（以下「市」という。）に請求するも

のとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　この場合において、市が乙に支払う金額が第３条に定める契約金額に満たない場合は、甲が

乙に対し、その不足額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各１通を保有す

るものとする。

　　令和　　 年　　 月　　 日

　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名